



宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 21 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

人事委員会規則		
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 3
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2	○宮崎県人事委員会傍聴規則…………… 8
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………		○職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則…………… 11
		人事委員会告示
		○労働基準法別表第1による県の各事務(業)所の区分の一部改正…………… 11

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第11号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
組	織	職	種 別	区 分	組	織	職	種 別	区 分
知 事	本 庁	[略]			知 事	本 庁	[略]		
		課長 室長 <u>企業立地推進局</u> 次長 高速道対策局次長	[略]				課長 室長	[略]	
		広報企画監 交通・地域安全 対策監 薬務対策監 感染症対策監 計画指導監 工事検査監 <u>木材流通対策監</u> 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセ	[略]				高速道対策局次長 広報企画監 交通・地域安全 対策監 感染症対策監 計画指導監 工事検査監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセ	[略]	

	ールス対策監 施設保全対策監 副参事				ールス対策監 施設保全対策監 副参事			
	[略]				[略]			
	[略]	[略]			[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
	福岡事務所	所長			福岡事務所	所長 副参事		
	[略]				[略]			
	消防学校	[略]			消防学校	[略]		
		教頭	3種 (人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は4種)	2 (4種 にあつ ては1)				
	[略]				[略]			
	建設技術センタ ー	所長	2種	2	建設技術センタ ー	所長	2種 (人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は3種)	2 (3種 にあつ ては2)
		副所長	[略]			副所長	[略]	
		主任教授	3種 (人事 委員会 が別に 定める ものに あつて は2種)	2 (2種 にあつ ては2)				
	港湾事務所	[略]	[略]		港湾事務所	[略]		
	都市公園総合事 務所	所長						
	東九州自動車道 用地事務所	[略]			東九州自動車道 用地事務所	[略]		
	支所長		4種	1				
	[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後						
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）						
組織区分	給料表	職		組織区分	給料表	職				
知事 部局	行政 職	本庁	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	[略]			
			次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 <u>業務対策監</u> 、感染症対 策監、計画指導監、工 事検査監、 <u>木材流通対 策監</u> 、農業改良対策監 、消費安全企画監、家 畜防疫対策監、国営事 業対策監、漁業調整監 、漁港整備対策監、ダ ム対策監、空港・ポー トセールス対策監、施 設保全対策監			[略]		次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 感染症対策監、計画指 導監、工事検査監、農 業改良対策監、消費安 全企画監、家畜防疫対 策監、国営事業対策監 、漁業調整監、漁港整 備対策監、ダム対策監 、空港・ポートセール ス対策監、施設保全対 策監	[略]	
			[略]					[略]		[略]
		出先 機関	所長、院長、支庁長、 局長、場長、園長、校 長、次長、副院長、事 務局長、事務長、副場 長、部長、主任教授			[略]	出先 機関	所長、院長、支庁長、 局長、場長、園長、校 長、次長、副院長、事 務局長、事務長、副場 長、部長	[略]	
	[略]			[略]		[略]				
	[略]				[略]					
	[略]				[略]					
	[略]				[略]					

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第13号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分
小学校				[略]	小学校	串間市		<u>市木小学校築島分校</u>	[略]
	東臼杵郡	椎葉村	不土野小学校]		東臼杵郡	椎葉村	不土野小学校]
	小林市		<u>内山小学校</u>	[略]		西都市		<u>銀上小学校</u>	[略]
	東臼杵郡	椎葉村	仲塔小学校		東臼杵郡	椎葉村	仲塔小学校		

	同	同	尾向小学校			同	同	尾向小学校	
	同	同	大河内小学校			同	同	小崎小学校	
	同	同				同	同	大河内小学校	
	同	同				同	美郷町	渡川小学校	
	都城市		御池小学校	[略		延岡市		島野浦小学校	[略
	延岡市		島野浦小学校]		同		美々地小学校	
	同		三槿小学校			同		三槿小学校	
	同		三川内小学校			同		三川内小学校	
	串間市		市木小学校築島分校			小林市		内山小学校	
	同		大納小学校			串間市		大納小学校	
	西都市		銀上小学校			児湯郡	西米良	村所小学校	
	児湯郡	木城町	石河内小学校				村		
	東臼杵	諸塚村	荒谷小学校			東臼杵	諸塚村	荒谷小学校	
	郡					同	同	七ッ山小学校	
	同	同	七ッ山小学校			同	椎葉村	椎葉小学校	
	同	椎葉村	椎葉小学校			同	同	鹿野遊小学校	
	同	同	鹿野遊小学校			同	同		
	同	同	小崎小学校			同	同	松尾小学校	
	同	同	松尾小学校			同	美郷町	神門小学校	
	同	美郷町	鬼神野小学校			同	同	鬼神野小学校	
	同	同	渡川小学校			同	同	水清谷小学校	
	同	同	水清谷小学校						
	同	同	山瀬小学校						
	西臼杵	高千穂	五ヶ所小学校			西臼杵	五ヶ瀬	鞍岡小学校	
	郡	町				郡	町		
	同	同	上岩戸小学校			同	同	上組小学校	
	同	五ヶ瀬	鞍岡小学校						
	同	町							
	同	同	坂本小学校						
	同	同	上組小学校						
	都城市		吉之元小学校	[略		都城市		吉之元小学校	[略
	同		夏尾小学校]		同		御池小学校]
	同		四家小学校			延岡市		城小学校	
	延岡市		熊野江小学校			同		北浦小学校宮野浦分校	
	同		美々地小学校			同			
	同		北浦小学校			小林市		鳥田町小学校	
	同		北浦小学校宮野浦分校			日向市		美々津小学校田の原分校	
	日南市		大窪小学校			同		坪谷小学校	
	小林市		鳥田町小学校			串間市		笠祇小学校	
	日向市		美々津小学校田の原分校						
	串間市		笠祇小学校						
	えびの		加久藤小学校尾八重野分			児湯郡	木城町	石河内小学校	
	市		校						
	児湯郡	西米良	村所小学校						
		村							

宮 崎 県 公 報

平成 22 年 3 月 31 日 (水曜日) 号外 第 21 号

	東臼杵郡 諸塚村	諸塚小学校			東臼杵郡 諸塚村	諸塚小学校		
	同 美郷町	神門小学校			同 美郷町	北郷小学校		
	同 同	北郷小学校			同 同	黒木小学校		
	同 同	黒木小学校			同 同	黒木小学校		
	西臼杵郡 高千穂町	田原小学校			西臼杵郡 高千穂町	田原小学校		
	同 五ヶ瀬町	三ヶ所小学校			同 同	岩戸小学校		
					同 五ヶ瀬町	三ヶ所小学校		
					同 同	坂本小学校		
	都城市	西岳小学校	[略]		都城市	笛水小学校	[略]	
	同	笛水小学校]		小林市	須木小学校]	
	日向市	坪谷小学校						
	串間市	大平小学校						
	同	市木小学校			えびの市	加久藤小学校尾八重野分校		
	えびの市	岡元小学校						
	西諸県郡 高原町	後川内小学校						
	東臼杵郡 門川町	西門川小学校						
中学校	小林市	内山中学校	3級地		西臼杵郡 高千穂町	押方小学校		
	延岡市	島野浦中学校	[略]		同 同	上野小学校		
	同	三川内中学校]		同 日之影町	高巣野小学校		
	西都市	銀鏡中学校						
	東臼杵郡 椎葉村	椎葉中学校			中学校			
	同 同	松尾中学校			延岡市	島野浦中学校	[略]	
	西臼杵郡 五ヶ瀬町	鞍岡中学校			同	三川内中学校]	
	都城市	夏尾中学校	[略]		小林市	内山中学校		
	延岡市	熊野江中学校]		西都市	銀鏡中学校		
	同	北浦中学校			児湯郡 西米良村	西米良中学校		
	児湯郡 西米良村	西米良中学校			東臼杵郡 諸塚村	諸塚中学校		
	東臼杵郡 諸塚村	諸塚中学校			同 椎葉村	椎葉中学校		
	同 美郷町	南郷中学校			同 同	松尾中学校		
	同 同	北郷中学校			同 美郷町	南郷中学校		
					西臼杵郡 五ヶ瀬町	鞍岡中学校		
					東臼杵郡 美郷町	北郷中学校	[略]	

	西白杵郡	高千穂町	田原中学校			郡 西白杵郡 同	高千穂町 同	岩戸中学校 田原中学校	
	同	五ヶ瀬町	三ヶ所中学校			同	日之影町 同	日之影中学校 三ヶ所中学校	
	都城市 同		西岳中学校 笛水中学校	[略]		都城市 小林市		笛水中学校 須木中学校	[略]
	日向市 串間市 西諸県郡 東白杵郡	高原町 門川町	坪谷中学校 市木中学校 後川内中学校 西門川中学校			西白杵郡	高千穂町	上野中学校	
	西白杵郡	日之影町	日之影中学校						
共同調理場	延岡市		島野浦学校給食共同調理場	[略]	共同調理場	延岡市 児湯郡	西米良村	島野浦学校給食共同調理場 西米良村学校給食共同調理場	[略]
	延岡市 同 児湯郡 東白杵郡	西米良村 美郷町	南浦地区学校給食共同調理場 北浦町学校給食センター 西米良村学校給食共同調理場 北郷区学校給食共同調理場	[略]		東白杵郡 小林市	美郷町	北郷区学校給食共同調理場 須木学校給食センター	[略] へき地 学校に 準ずる 学校

別表第 2 (第 3 条関係)

学校等区分	市郡名	町村名	学 校 等 名
小学校	小林市		幸ヶ丘小学校
	同		須木小学校
	えびの市		大河平小学校
	東白杵郡	美郷町	田代小学校
	西白杵郡 同	高千穂町 同	岩戸小学校 上野小学校
中学校	小林市		須木中学校

別表第 2 (第 3 条関係)

学校等区分	市郡名	町村名	学 校 等 名
小学校	延岡市		北浦小学校
	串間市 えびの市 東白杵郡	門川町	大平小学校 大河平小学校 西門川小学校
	延岡市		北浦中学校

	東白杵郡	美郷町	西郷中学校		日向市 東白杵郡	門川町	坪谷中学校 西門川中学校
	西白杵郡 同	高千穂町 同	岩戸中学校 上野中学校		西白杵郡	高千穂町	高千穂中学校
共同調理場	小林市 東白杵郡	美郷町	須木学校給食センター 西郷区学校給食センター	共同調理場	延岡市		北浦町学校給食センター

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表				別表				
	機	関	職		機	関	職	
	[略]				[略]			
知事部局 (会計管 理局を含 む。)	本庁		[略]	知事部局 (会計管 理局を含 む。)	本庁		[略]	
	出先 機関	[略]	[略]		出先 機関	[略]		[略]
		港湾事務所	[略]			港湾事務所	[略]	
		都市公園総合事務 所	所長 副所長				東九州自動車道 用地事務所	所長 副所長
	東九州自動車道 用地事務所	所長 副所長 支所長						
	[略]				[略]			
備考				備考				
1 [略]				1 [略]				
2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに総務課の庁舎・財産担当の課長補佐、人事課の法令遵守・労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「総合政策課の主幹又は副主幹」とは、 <u>政策調査の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、庁舎の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事、給与又は法令遵守の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事、給与又は法令遵守の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは</u>				2 この表の知事部局の項中「課長補佐」とは、課の統括事務を処理する課長補佐並びに総務課の庁舎・財産担当の課長補佐、人事課の法令遵守・労務担当の課長補佐及び総務事務センターの福利厚生担当の課長補佐をいい、「 <u>総合政策課の主幹又は副主幹</u> 」とは、 <u>秘書広報課との兼務発令がされている主幹又は副主幹をいい、「秘書広報課の主幹又は副主幹」とは、秘書の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「秘書である副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、知事又は副知事の秘書担当の副主幹、主査、主任主事及び主事（補助的な業務を行うものを除く。）をいい、「総務課の主幹又は副主幹」とは、庁舎の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事課の主幹又は副主幹」とは、人事、給与又は法令遵守の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事、給与又は法令遵守の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び</u>				

、人事、給与又は法令遵守について企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「行政経営課の主幹又は副主幹」とは、行政改革、組織定数又は法制的事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、給与・旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。

3・4 [略]

主事」とは、人事、給与又は法令遵守について企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいい、「行政経営課の主幹又は副主幹」とは、行政改革、組織定数又は法制的事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「財政課の主幹又は副主幹」とは、財政調整、財政企画又は予算査定の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「総務事務センターの主幹又は副主幹」とは、総務企画、給与支給管理、給与・旅費支給、厚生・年金又は健康管理の事務を掌理する主幹又は副主幹をいう。

3・4 [略]

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県人事委員会傍聴規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第15号

宮崎県人事委員会傍聴規則

公開して行う場合における人事委員会会議傍聴人取締規則（昭和26年宮崎県人事委員会規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による人事委員会の会議、法第47条及び法第50条第1項の規定による口頭審理、法第53条第7項及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第8条第2項の規定による聴聞の期日における審理並びに職員の退職手当に関する条例に基づき人事委員会が付与する意見陳述の機会に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第4号）第9条第1項の規定による意見陳述期日における審理（以下「会議等」という。）を公開する場合の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 会議等を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受け、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

2 傍聴券の有効期間は、発行日限りとする。

3 傍聴券は、退場するとき、係員に返還しなければならない。

（傍聴人の制限）

第3条 会議等を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の禁止）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議等を傍聴することができない。

（1）酒気を帯びている者

（2）鉢巻き、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し又は携帯している者

（3）凶器その他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（4）旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者

（5）前各号に掲げるもののほか、会議等の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）傍聴席以外において傍聴しないこと。

（2）みだりに自席を離れないこと。

（3）私語、談論、喚声その他喧騒にわたる行為をしないこと。

（4）会議等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手しないこと。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）主宰者の許可を受けずに撮影又は録音を行わないこと。

（7）その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

第6条 傍聴人は、いかなる事由があっても会議等の席に入ることはできない。

（退場命令）

第7条 主宰者は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、傍聴人に注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の会議等を再び傍聴することができない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)
(表面)

第 _____ 号	年 月 日
傍 聴 券	
傍聴人氏名 _____	
宮崎県人事委員会 印	
----- (切 り 取 り 線) -----	
第 _____ 号	
傍聴人住所 _____	
氏名 _____	

(裏面)

傍聴人の遵守事項
第 1 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。 (2) みだりに自席を離れないこと。 (3) 私語、談論、喚声その他喧騒にわたる行為をしないこと。 (4) 会議等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手しないこと。 (5) 飲食又は喫煙をしないこと。 (6) 主宰者の許可を受けずに撮影又は録音を行わないこと。 (7) その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
第 2 傍聴人は、いかなる事由があっても会議等の席に入ることはできない。
----- (切 り 取 り 線) -----

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第16号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第8条第1項第11号の規定に基づく職員の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情の申出等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(事案の処理)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について申出人（その代理人を含む。）がした地方公務員法第46条の規定による要求又は同法第49条の2第1項に規定する不服申立てについて、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）第10条第1項又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第6条第1項の規定による受理の決定があったときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の規定に基づく職員の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情の申出等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の処理)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）第10条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第1号

労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分（平成11年宮崎県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
号別	事務（業）所	号別	事務（業）所
[略]		[略]	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
	土木事務所 港湾事務所 都市公園総合事務所		土木事務所 港湾事務所
[略]		[略]	

